

ID: 219

担当部署: 上下水道課

処分の概要	登録の取消し及び一時停止		
例規名 根拠条項	大河原町排水設備等指定工事店に関する規程 第18条		
例規番号	令和2年企業管理規程第11号		
<p>【基準】</p> <p>第18条の規定による。</p> <p>(登録の取消し及び一時停止)</p> <p>第18条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において登録の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規程に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し不誠実な行為がある等、管理者が責任技術者として不相当と認めたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日